

## 第2次寝屋川市地域福祉活動計画「未来福祉ねやがわプラン」 未来福祉ねやがわプラン助成金交付要綱

### (助成金の目的)

第1条 この要綱は、未来福祉ねやがわプラン（第2次寝屋川市地域福祉活動計画）の目指す趣旨に賛同する団体に対し、助成金を交付する。地域の福祉課題の解決に向けた新たな活動の立ち上げや、市内の団体等が連携することを通じ、互いの強みを活かしながら、継続性のある「未来の福祉のまちづくり」、「つながりづくり」を行うことを目的とする。

### (助成活動の内容)

第2条 助成金の交付対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 寝屋川市の地域福祉の向上及び寝屋川市民への還元につながり、必要性が認められること。
- (2) 寝屋川市内（以下「市内」という。）で行われ、助成活動の対象が寝屋川市民であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動は、助成活動の対象としない。

- (1) 営利目的とする活動
- (2) 宗教上の活動
- (3) 政治上の活動
- (4) 寝屋川市の補助金を受けている活動

### (助成対象団体)

第3条 助成金の交付対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、市内にその活動拠点を有し、活動を行っているグループ・団体とする。ただし、校区福祉委員会は除く。

### (助成金の交付)

第4条 助成金の交付は、当該年度内に公募、審査及び助成活動が行われるものに交付する。

### (助成活動及び金額)

第5条 助成活動の対象となる活動は、地域の福祉問題や課題を解決するための新たな活動及び、他の団体などと連携・協働して取り組む活動とする。

- 2 助成金の交付回数は、1申請団体につき年間1回とする。
- 3 助成金額は、1申請団体につき10万円を限度とする。

### (助成活動の公募)

第6条 助成活動の公募に関する事項については、別に募集要項で定め、これを公表するものとする。

(助成金の申請手続き)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申込書に次の各号に掲げる書類を添付して、社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に提出するものとする。

- (1) 助成金申請書
- (2) 収支予算書
- (3) 申請団体の規約、会則、定款、寄付行為、その他これに類するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要と認めるもの

(助成金の審査)

第8条 助成金の審査は、別に定める第2次寝屋川市地域福祉活動計画「未来福祉ねやがわプラン」助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行うものとする。

2 前項の規定により審査を行った結果については、審査結果通知書により速やかに申請団体に通知するとともに、助成金の交付が決定された団体に対しては、速やかに助成金を交付するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、助成活動終了後2週間以内、または助成金交付決定に掛かる会計年度終了後すみやかに、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

(情報の公開)

第10条 交付団体が行う活動の内容は、公表するものとする。

(助成金の交付決定の取り消し・助成金の返還)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部または一部を取り消すとともに助成金の返還を命じるものとする。

- (1) 助成金を助成対象活動以外の用途に使用したとき
- (2) 交付決定の内容に違反したとき
- (3) 助成金の全部または一部を使用しなかったとき
- (4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき

付 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。